

FNLIA、支店の現法化に関する規制改革要望を提出

有限責任中間法人外国損害保険協会(FNLIA)(会長 ジェフリー・L・ヘイマン)は、6月30日締め切られた「特区、地域再生、規制改革集中受付」において、外国保険会社の日本における支店を現地法人化する場合に障害となっている、会社法、法人税法、保険業法等の規定を整備するよう要望しました。

1. 要望の背景

外国保険会社の多くは日本において支店の形態で事業を行っています。

こうした外国保険会社が、地域持株会社を利用した事業の再編成を行うなど支店を含む事業の再編成を行おうとした場合、先ずその支店の事業を新設する株式会社に譲渡するなどの方法で実施します。

また、株式会社を新設する場合、その外国保険会社は現金による出資に代えて支店の事業の全部を現物出資して株式会社を新設する方法が考えられます。このとき、株式会社の事業を現物出資することにより会社を分割する場合には公告等により債権者への催告手続きをとることができますが、支店の事業を現物出資する場合には個々の債権者の同意を得なければなりません。

さらに、譲渡する事業に含まれる財産は市場価格により再評価されるため、場合によっては膨大な評価益が発生し、莫大な法人税を支払わなければなりません。

一方、保険業法では、新設される株式会社による保険業の免許の申請、その支店から株式会社への営業譲渡の認可の申請、その支店から株式会社への保険契約の包括移転の認可の申請のそれぞれの手続きをとらなければなりません。包括移転では一定の期間営業を停止しなければならず、事業経営に支障があるだけでなく、この販売停止期間中に保険契約の満期を迎える保険契約者の利便性を損なうばかりでなく、場合によっては他の保険会社に契約を代えることで保険料が上がるなどの経済的損失も発生することになります。

わが国ではこの10年ほどの間、日本経済の再生のために事業の再編成(リストラ)を容易とする、合併法制の合理化、株式交換制度の導入、会社分割制度の創設などの企業再編法制の整備が行われてきました。しかし、外国保険会社の支店の事業の再編成に関してはなんら手をつけられず、この実施を大変に困難なものにしています。

法人税についても一定の要件を満たす事業の再編成には課税を繰り延べる措置がとられましたが、外国保険会社の支店の事業の再編成には適用されません。

2. 要望の要旨

FNLIAは、企業が最適な事業形態を選択できるよう、企業組織の再編成に関する法律の規定や税制は中立であるべきであると考えています。また、迅速、安価に行えるものであるべきと考えています。

また、この要望は、外国金融機関・保険会社にとって事業形態の選択の幅が広がり、現下推進している東京金融市場の金融ハブ化にも資するものと考えられる。

こうした観点から、外国保険会社の日本における事業を株式会社で行うことに事業を再編成することに関して、会社法、法人税法、保険業法等の規定を改正するよう要望しています。

(添付別紙ご参照)

(主な要望点)

(1) 会社法

- ① 支店の事業の現物出資における債権者の同意に代え、債権者保護手続(公告および知れている債権者に対する催告)を導入する。
- ② 支店の事業の現物出資における検査役の検査は不要とする。

(2) 税法

- ① 税制適格組織再編とし、課税繰延を認める。
- ② 消費税の非課税、不動産取得税・登録免許税の軽減措置を認める。

(3) 保険業法

次の効果を有する単一の認可の手続きを保険業法に新設する。

- ① 営業譲渡を受ける株式会社は、営業譲渡の時に保険業の免許を受けたものとみなす。
- ② 支店の保険契約者その他の債権者はその支店に対し、営業譲渡について異議を述べることができるものとし、保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べなかったときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該営業譲渡について承認をしたものとみなす。
- ③ 営業譲渡に伴う保険契約の包括移転については包括移転の認可の規定を適用しないものとする。適用されるとした場合にも、販売停止の規定を適用しないものとする。

以上

照会先:

外国損害保険協会・FNLIA

専務理事

瀧下 行夫

E-mail address: takishita@fnlia.gr.jp

Tel: 03-5425-7860

規制改革要望の要旨

	①	②
要望事項 (事項名)	外国保険業者の日本における支店を株式会社化するための保険業法の規定の整備	外国会社の日本支店を株式会社化するための会社法制及び税制の整備
求める措置 の具体的内容	<p>外国保険業者の日本における支店の事業の全部を当該外国保険業者がその資本金の100%を出資して新設する保険会社に譲渡する場合について、次の効果を有する単一の認可の手続きを保険業法に新設する。</p> <p>①当該認可を受けて営業譲渡を受ける株式会社は、当該営業譲渡の時に第三条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。</p> <p>②営業譲渡を行おうとする外国保険業者の日本における支店の保険契約者その他の債権者は、営業譲渡を行おうとする外国保険業者の日本における支店に対し、営業譲渡について異議を述べるができるものとし、保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該営業譲渡について承認をしたものとみなす。</p> <p>③当該営業譲渡に伴う保険契約の包括移転については第135条の規定を適用しないものとする。適用されるとした場合にも、第138条の規定を適用しないものとする。</p>	<p>1 外国会社が、日本における営業所として登記した支店を、日本の株式会社にするために、支店の事業を現物出資して株式会社を設立し、または、株式会社に対して事業の現物出資を行い、株式の発行を受ける場合(以下「準会社分割」という。)には、当該外国法人が債権者保護手続(公告および知れている債権者に対する催告)を実施することにより、事業の現物出資における債権者の同意を不要とする。</p> <p>2 外国会社の公告方法として電子公告を定め、登記している場合には、1の債権者保護手続において、官報公告と電子公告を二重に公告することにより、債権者に対する催告を省略することができるものとする。</p> <p>3 準会社分割については、会社分割と同様、検査役の検査は不要とする。</p> <p>4 準会社分割については、会社分割と同様、税制適格組織再編を認め、課税繰延を認める。</p> <p>5 準会社分割については、会社分割と同様、消費税の非課税、不動産取得税・登録免許税の軽減措置を認める。</p>
具体的事業 の実施内 容・提案理 由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>外国保険業者が日本に支店を設定している場合において、株式会社化するために、当該支店の事業を現物出資して株式会社を設立し、または、株式会社を設立した上、当該支店の事業を現物出資または事業譲渡を行う。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現行の保険業法(平成七年六月七日法律第百五号)では、外国保険業者の日本における支店で行っている保険業を株式会社の形態で行うことに改める場合に、保険業法の規定により次の手続きを行う必要があり、煩瑣である。</p> <p>① 新設される株式会社による保険業の免許の申請(第3条、第4条)</p> <p>② 当該支店から当該株式会社への営業譲渡の認可の申請(第211条で準用する第142条)</p> <p>③ 当該支店から当該株式会社への保険契約の包括移転の認可の申請(第210条で準用する第135条)</p> <p>この煩瑣な手続きは、地域持株会社を利用した事業再編を行うなどの事業再編を実施を困難にしている。特に、販売停止を行わなければならないことは、事業経営に支障があるだけでなく、この販売停止期間中に保険契約の満期を迎える</p>	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>外国会社が日本に支店を設定している場合において、株式会社化するために、支店の事業を現物出資して株式会社を設立し、または、株式会社を設立した上、当該支店の事業を現物出資または事業譲渡を行う。</p> <p>(提案理由)</p> <p>現在の法制下では、外国法人の日本支店を株式会社化するためには、株式会社を新たに設立して、支店の財産を現物出資する等の方法を探る必要があるが、その場合、個々の契約の新会社への移転のために債権者の同意を個別に取得する必要があるため、多数の継続的な契約を抱える支店を株式会社化することは著しく困難である。</p> <p>また、株式会社に対して現物出資をする場合、原則として検査役の調査が必要であるため、日本の会社が新設分割をする場合と比較して、手続に時間とコストを要する。</p> <p>さらに、税制面においても、日本の会社が会社分割を行う場合に比べて、繰延課税・消費税・不動産取得税・登録免許税において、不利益な取扱いを受けている。</p>

	<p>保険契約者の利便性を損なうばかりでなく、場合によっては他の保険会社に契約を代えることで保険料が上がるなどの経済的損失も発生する。</p> <p>営業を譲渡する支店とそれを譲り受ける新設保険会社は人的、財務的にまったく同一であり、簡易な手続きで実施できるようにしていただきたい。</p>	
根拠法令等	保険業法	会社法 法人税法 租税特別措置法
制度の所管・関係官庁	金融庁	法務省 財務省